

事務連絡
令和4年6月30日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について（周知依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。他方で、御遺体が透明でない納体袋に格納されている事例もあったと承知しており、この場合、御遺族が御遺体のお顔を見ることができないままに火葬されてしまう可能性もあると考えられます。

これまでガイドライン（ガイドライン5ページ等）において「少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用を推奨」することについてお示ししているところですが、以下の点に御留意いただき、改めて関係機関に一層の周知をいただきますよう、お願いいたします。

- ① 御遺体は感染管理の観点から、液体が浸透しない非透過性納体袋に収納することが推奨されているものの、色については透明でも感染対策上の支障はなく、御遺族等の方の心情や御遺体識別の観点から、「お顔の部分が透明な」非透過性納体袋の使用が推奨されること。
- ② 都道府県や医療機関等が納体袋を調達するに当たっては、「お顔の部分が透明の」と仕様書に記載いただく等、①の趣旨に沿った対応が推奨されること。

また、葬儀等においては、一般的な感染対策を行った上で、御遺族等のお気持ちに最大限寄り添った対応を行うことが求められることから、改めて「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に関する取扱いについて」（令和3年6月14日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、健康局結核感染症課連名事務連絡）の内容及び趣旨を御確認の上、貴管内の火葬場

における状況を御確認いただくとともに、上記と併せて関係機関に対して一層の周知をいただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体については、経済産業省から、別途、御遺族に寄り添った葬儀等に向けた適切な運用のお願いを行うこととしておりますので、申し添えます。